二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市乙津字上長岳五九一・五九三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五九二、字乙津一三八七、一三八八のイ、一三八八の口、字畔荷田八三〇・八三一・八七三・八七四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八二九、戸倉字山口四六〇の二（次の図に示す部分に限る。）、四五〇、四六五の一、青梅市柚木町二丁目三三八、八王子市上恩方町七〇五の二、七〇五の三、七〇五の五、七〇六のイ一、七〇六のイ二、七〇六のイ三、七〇六のイ八、七〇六のロ、一六六九、一六七〇、一六七二、西多摩郡檜原村字南郷六一八七の一（次の図に示す部分に限る。）、五九三九、字藤原九二三六の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

柚木町二丁目三三八（次の図に示す部分に限る。）、字南郷五九三九・字藤原九二三六の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

間伐及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市小川町関場字馬船沢四の一から四の四まで、四の六から四の一七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第百九十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年十月十日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年十月十七日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目三一四番七から同町吉里吉里第一四地割二七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十月十日

○関東地方整備局告示第二百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	藤沢市城南五丁目七一六番一から同市城南二丁目一二一二番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十月十日

○北陸地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市美佐島字細田九三番甲から同市美佐島字細田九二番二まで	前	二六・四メートル～四三・〇メートル	二〇八・四〇キロメートル
	後	一九・二メートル～四三・〇メートル	二〇八・〇四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北海道開発局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道浦河郡浦河町字東幌別二番二地先から同町字東幌別二九番一地先まで	前	一八・五メートル～二七・七メートル	一〇・四三六キロメートル
	後	一五・〇メートル～三四・七メートル	一〇・四三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部